

# 知的財産推進計画2009(案)

## 主な取組例

平成21年6月24日

相澤 益男

# 先端医療分野における特許保護対象の見直し・明確化等

iPS細胞を含む先端医療技術の世界的な研究競争の激化を踏まえ、次の観点から先端医療分野における特許保護の在り方を検討(5月29日報告書取りまとめ)。

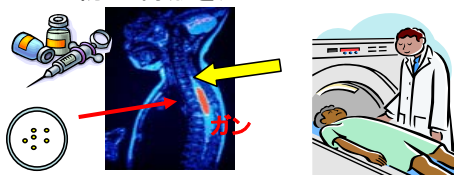
- ①先端医療技術の発展
- ②医療の特質や公共の利益への十分な配慮

## 今後の在り方

### 審査基準における特許対象の明確化

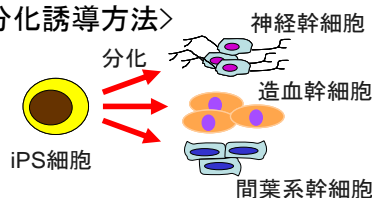
#### ①組合せ発明の保護

〈物理刺激を用いたDDS〉



#### ②生体外プロセス

〈分化誘導方法〉

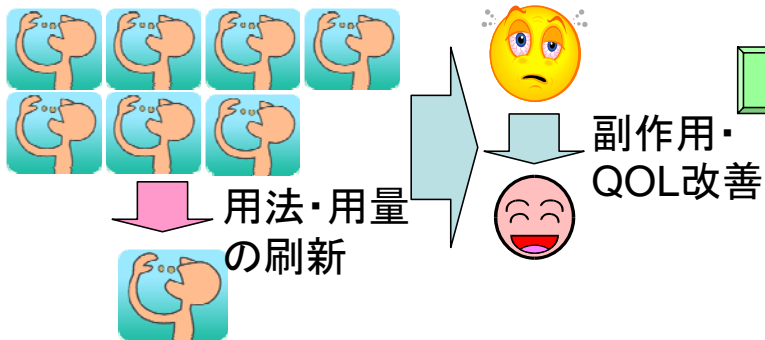


#### ③生体由来材料の用途発明

口腔粘膜細胞 → 角膜治療

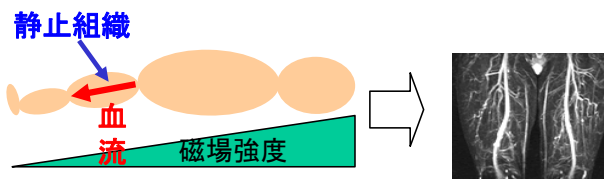
### 特許対象の見直し

#### ①専門家の予想を超える効果を示す新用法・用量医薬



#### ②断層画像撮像の仕組み等の測定技術

MRIによる血管画像の撮影の仕組み



### 先端医療特許取得への支援

#### ①ユーザフレンドリーな運用の推進

審査基準の周知、審査における補正の示唆等

#### ②海外における権利取得の促進



#### ③研究者の知財に関する相談体制の充実と知財専門家人材の育成



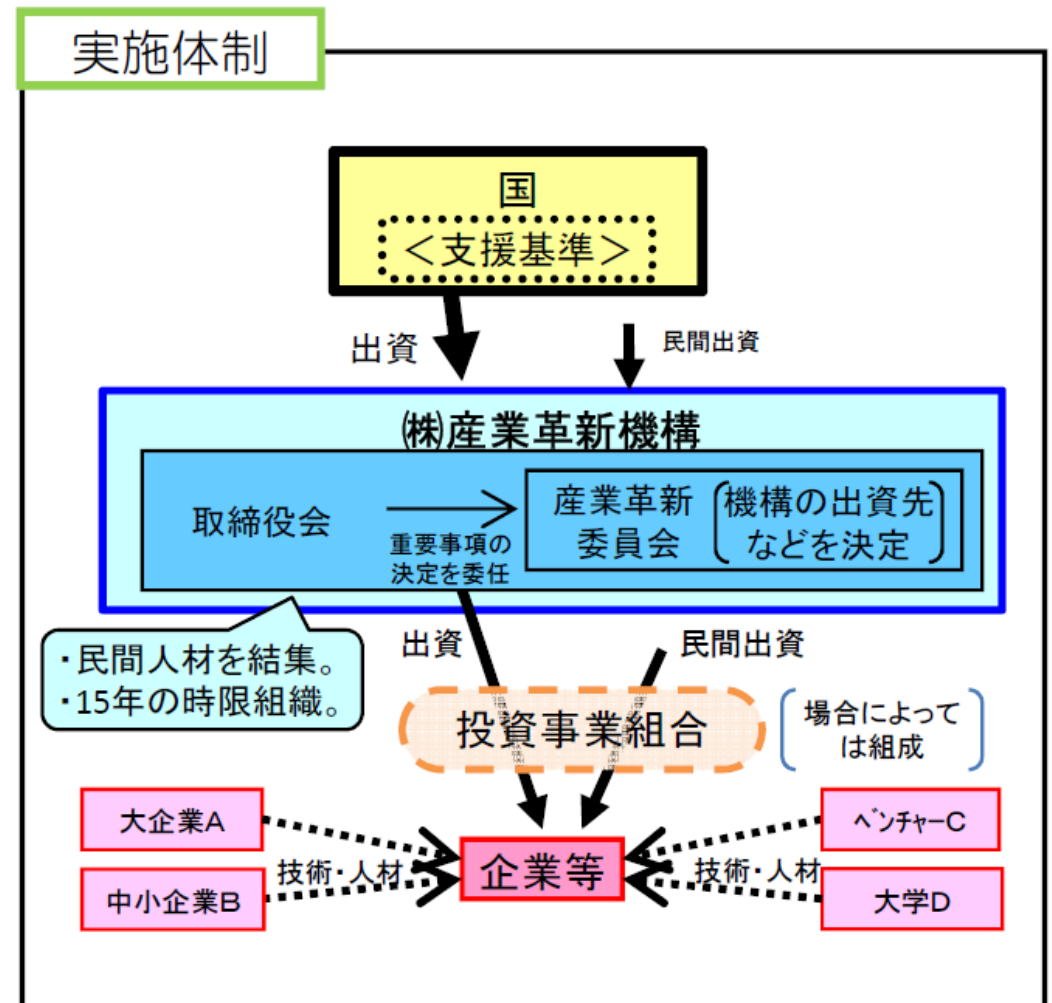
# 産業革新機構の体制整備

企業や大学等に分散する技術・人材等を柔軟に組み合わせ、新たな付加価値を創出する事業活動等に対してリスクマネーを供給する産業革新機構の体制を整備する。

## (株)産業革新機構

平成21年4月に設立のための法律が成立、6月に施行

平成21年度予算(補正後)において、出資金として820億円を計上



# 大学発のイノベーションを加速する知的財産システムの構築

大学等の基本的な発明を質の高い特許に結びつけるとともに産学共同研究や大学等の知的財産の活用を一層促進する観点から、大学発のイノベーションを加速する知的財産システムを構築する。

獲得すべき特許権

狭い特許

企業の共同研究を誘発する魅力ある特許

実用化に必要な特許

## 大学発のイノベーションを実現する知的財産システム

イノベーションの実現

新しい知見の発見



追加実験



共同研究



「発見」にとどまらず質の高い特許の獲得

大学等の知財の活用促進

大学発ベンチャーの促進

産学官共同研究の促進

学会発表や不十分な追加実験のインセンティブ

不活性なベンチャー

魅力のない特許・不十分な共同研究インセンティブにより実用化進まず

イノベーション実現せず

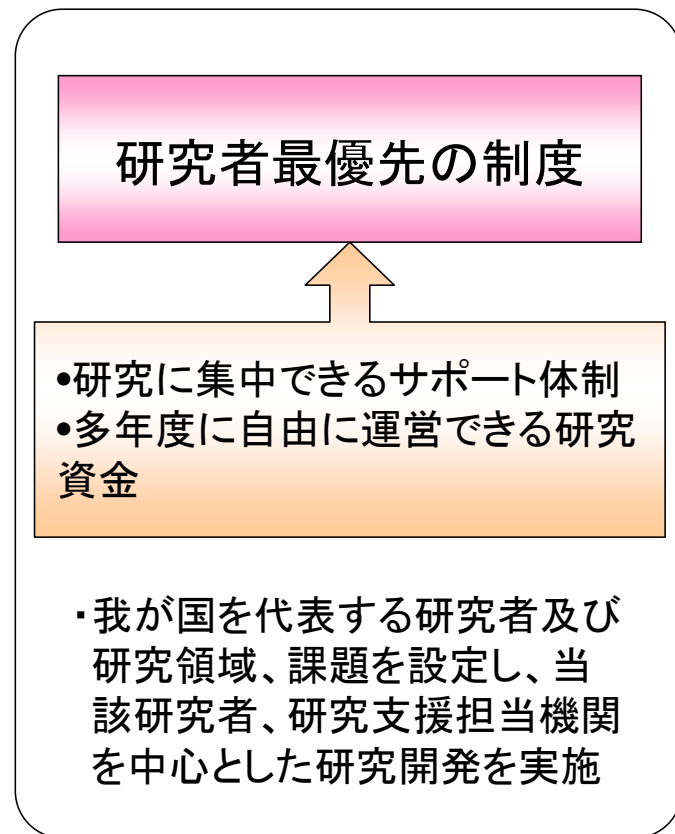
検討の視点(例):

- ・知的財産権制度の在り方
- ・共同研究における知的財産権の帰属の在り方
- ・特許関連経費の負担の在り方
- ・知的財産人材の確保の在り方

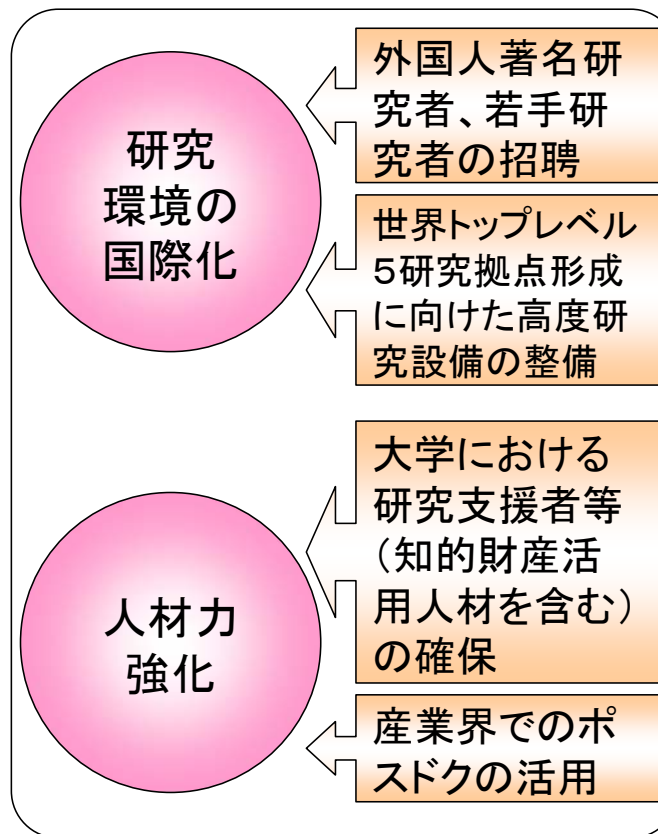
# 革新的な知的財産の創造基盤の強化・産学官共同研究開発の加速

- 研究者が研究に集中できる新たな研究助成制度の創設
- 世界最先端の研究開発拠点形成、大学における研究支援者等（知的財産活用人材を含む）の確保等への支援
- 地域産学官共同研究拠点の整備 等を実施する。

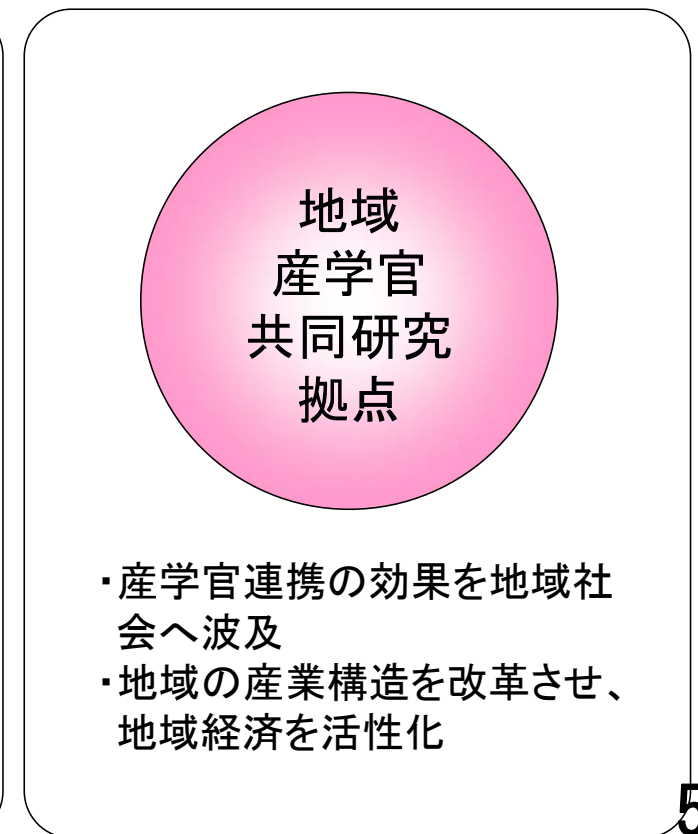
## ○革新的な知的財産の創造を支援する新制度の創設



## ○革新的な知的財産の創造基盤の強化



## ○産学官の共同研究開発の加速

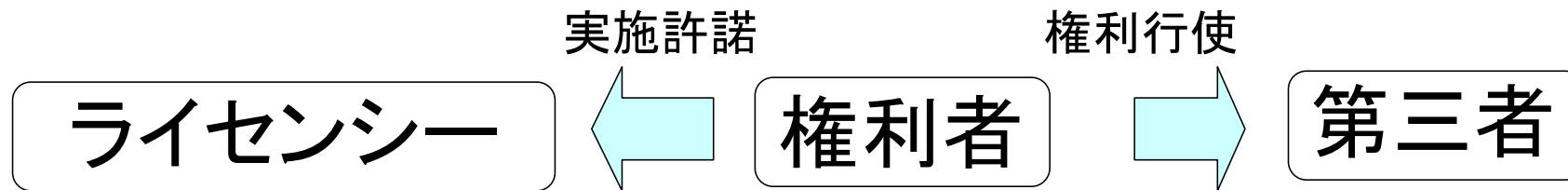


# オープン・イノベーションの進展に対応した環境整備

オープンイノベーションの進展に伴い知的財産権の流動性が高まっている中、適切な権利行使の確保やライセンス活動の促進等の新たな課題に直面している。このため、オープン・イノベーションの進展に対応した環境整備を行う。

## オープン・イノベーションの進展

### 知的財産権の利用形態の多様化・複雑化・流動化



#### ライセンシーの保護

未登録の通常実施権の保護制度(当然保護制度)の検討

#### 濫用的な権利行使への対応

正当な権利行使を尊重するとの前提の下、民法上の権利濫用の法理や米国の判例(eBay判決)等を考慮しつつ、差止請求に係る要件等の在り方、損害賠償請求制度の在り方等について検討

#### ライセンスの促進

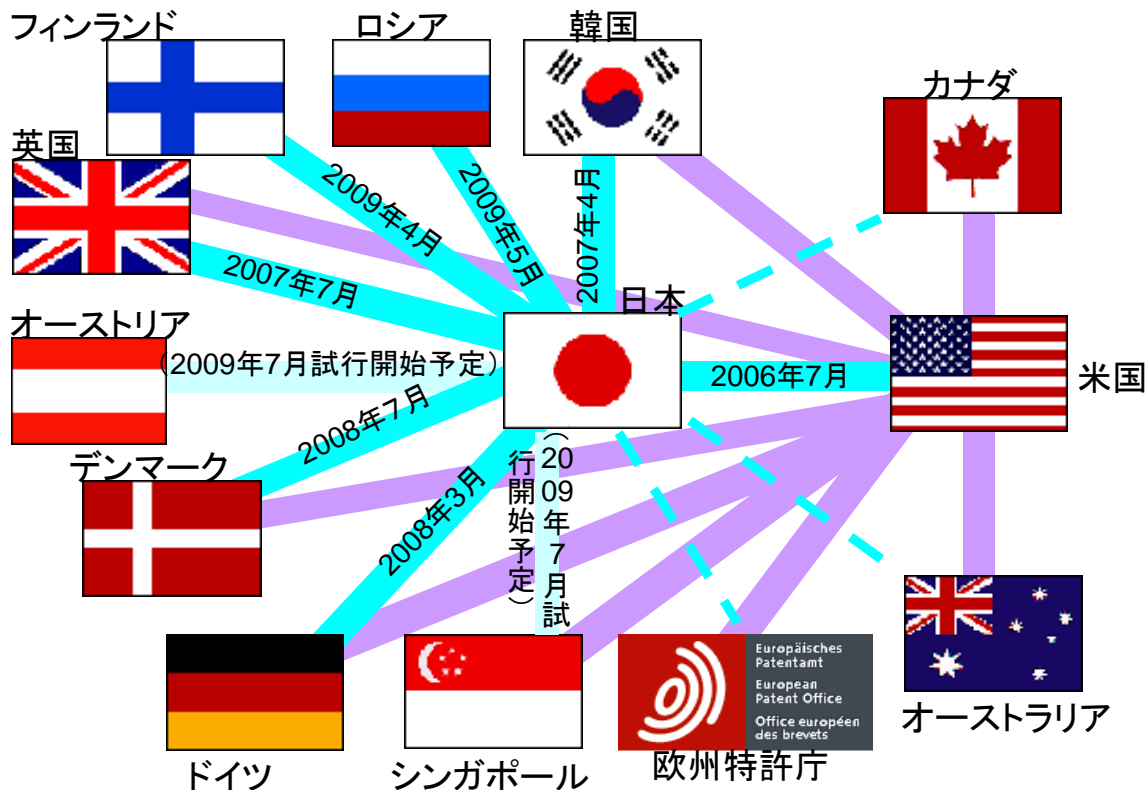
実施許諾の意思を登録すれば特許料を減免するライセンス・オブ・ライト制度の検討



# 世界知財システムの構築に向けた取組の強化

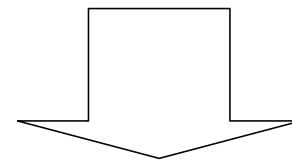
特許審査ハイウェイ(PPH)について、そのネットワークの更なる拡大を目指して交渉を進めるとともに、PPHの要件及び手続の各国間での共通化に向けた議論を我が国が主導する。

## 特許審査ハイウェイ(PPH)の実施状況



## 多国間特許審査ハイウェイ 会合での取組み

- PPHの経験の情報共有
- PPHのPR普及プログラムの実施
- 出願人がPPHに参加するための要件及び手続の共通化



PPHのさらなるネットワーク化  
PPHの利便性の向上

- 2008年2月に、日本及びデンマークの主催により、計10ヶ国参加の下、多国間特許審査ハイウェイ(プルリPPH)会合を開催。
- 2009年5月には、東京で同会合の実務者級会合を開催(計15国・地域)。

# 海外市場における模倣品・海賊版対策の強化

- 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の早期妥結・妥結後の参加国の拡大を我が国が主導する。
- 外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けを強化する。

## 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の早期妥結

- ACTA交渉の目的は、模倣品・海賊版対策のための新しい、最先端の条約策定
- 日本、米国、EU等の知的財産権の保護に関心の高い国々で議論し、高い規律を形成



### ACTAの主要要素

- 知財権執行のための法的枠組み
  - ・民事執行 - 権利者が十分な損害賠償を受けるための措置等
  - ・刑事執行 - 模倣ラベルの刑事罰化等
  - ・国境措置 - 模倣品・海賊版の輸出入等の差し止め等
  - ・デジタル時代における知財権の執行
  - ・インターネット・サービス・プロバイダによる侵害情報の削除等
- 国際協力・執行実務
  - ・各国当局間の協力(統計・関連情報の共有、技術協力)等

交渉の2010年中の妥結を目指す

## 侵害発生国・地域に対する具体的要請

- 二国間枠組(日中知的財産権WG等)
- 官民合同ミッション派遣(対中国等)
- 能力構築支援(対行政機関)  
⇒インターネット上の著作権侵害対策、再犯防止等



### 官民合同ミッション

- 政府と国際知的財産権保護フォーラム(IIPPF)が合同で派遣。
- 中国に対して2002年度以降継続的に派遣。2008年6月には、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)と合同で、インターネット上の著作権侵害コンテンツ問題改善のためのミッションを派遣。
- 中国のほか、インド(2008年2月)、UAE、サウジアラビア(2009年1月)へ派遣。



# 中小企業の海外への事業展開に対する支援策の拡充

中小企業の海外展開に対して一貫した支援を行う観点から、情報提供から権利の取得、販路開拓、権利行使、模倣品対策までの各支援策を拡充する。

## <現状>

- ・情報不足、費用の面から海外展開を躊躇
- ・海外で模倣品が出回っても泣き寝入り

- ・関係府省の連携
- ・情報提供から模倣品対策までの一貫した支援が不可欠

## 連携(総合プロデュース機能)

関係府省

- ・弁護士・弁理士
- ・知財コンサルタント
- ・アドバイザー 等

支援機関

地方自治体

### 支援内容

#### 各国の情報提供

- ・市場動向
- ・各国法制度、運用

#### 外国出願助成

- ・外国出願手数料
- ・弁理士費用
- ・翻訳費用
- ・先行技術調査費 等

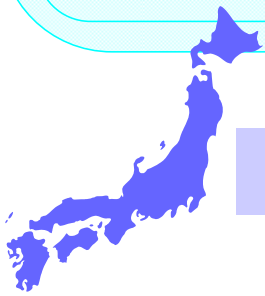
海外販路開拓

模倣品対策

出願

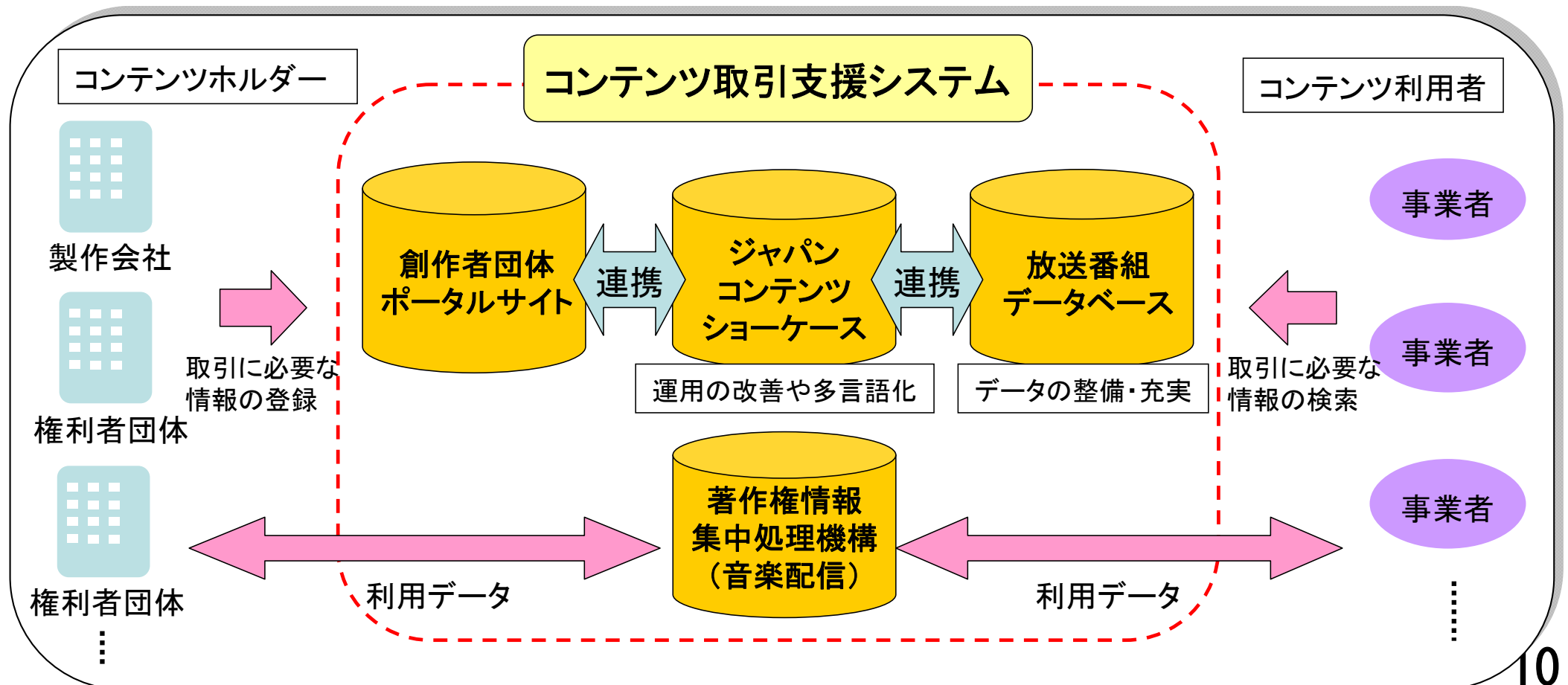
権利取得

生産・販売



# コンテンツ取引支援システムの構築

- 「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」の全面的な見直し、運用の改善や多言語化を支援する。
- 放送コンテンツの権利内容や交渉窓口等に関する情報を集約・公開するシステムの本格運用に向けた取組の推進する。
- 「著作権情報集中処理機構」(音楽配信)の利用状況を把握し、円滑な運用を支援する。



# クリエイターの創作環境の整備

- 新たな創造活動の基盤となる文化資源のアーカイブ化を推進する。
- メディア芸術の国際的な発信拠点を整備する。
- 映画・アニメをはじめとする分野における卓越した才能を持つ若手クリエイターを育成する。

## 文化資源のアーカイブ化

### 日本映画のアーカイブ

歴史的価値を有する  
映画フィルム

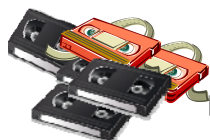
収集機能の拡充



毎年2,000本  
以上の寄贈

<東京国立近代美術館  
フィルムセンター>

### 放送コンテンツのアーカイブ



アーカイブ化



教育・教養番組

小中学校等へ配信

### 国立国会図書館でのデジタルアーカイブ

入手困難な図書等



約90万冊

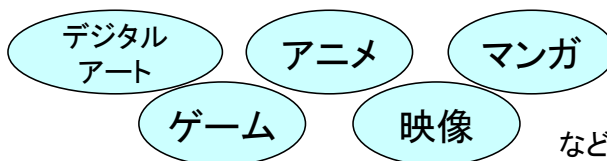
デジタル・  
アーカイブ化



利活用の促進による

新たな創造活動の基盤構築

## メディア芸術の国際的な 発信拠点を整備する



### メディア芸術

- ・作品の展示及び収集・保管
- ・メディア芸術を担う人材の育成
- ・メディア芸術に関する調査研究

総合的に実施

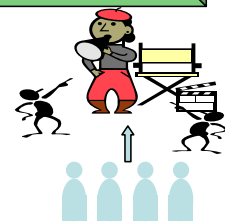


世界へ発信

## 若手クリエイターを育成する

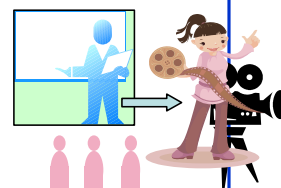
### 卓越した才能の発掘

映画・アニメをはじめとする  
分野において、若手クリエイターの  
才能を発掘しその制作支援及び  
評価を行う。



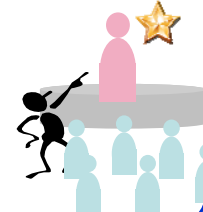
### 映画界を担う新たな人材の育成

若手映画作家を対象に、本格的な  
映画製作のワークショップの実施や  
短編映画製作を制作・発表する機会  
を提供する。



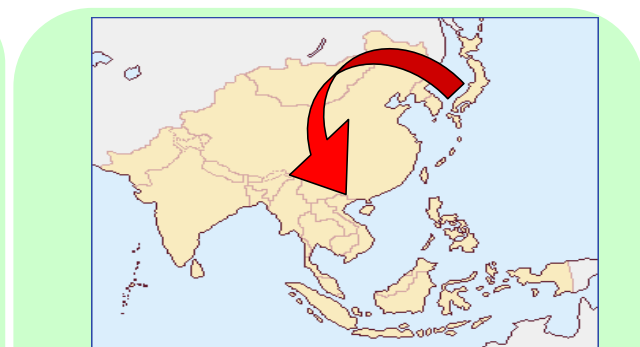
### 表彰・奨励の仕組み創設

「メディア芸術祭」の場を活用し、  
アニメ・映像・ゲーム等に関する  
若手クリエイターの新たな表彰・  
奨励の仕組みを創設する。

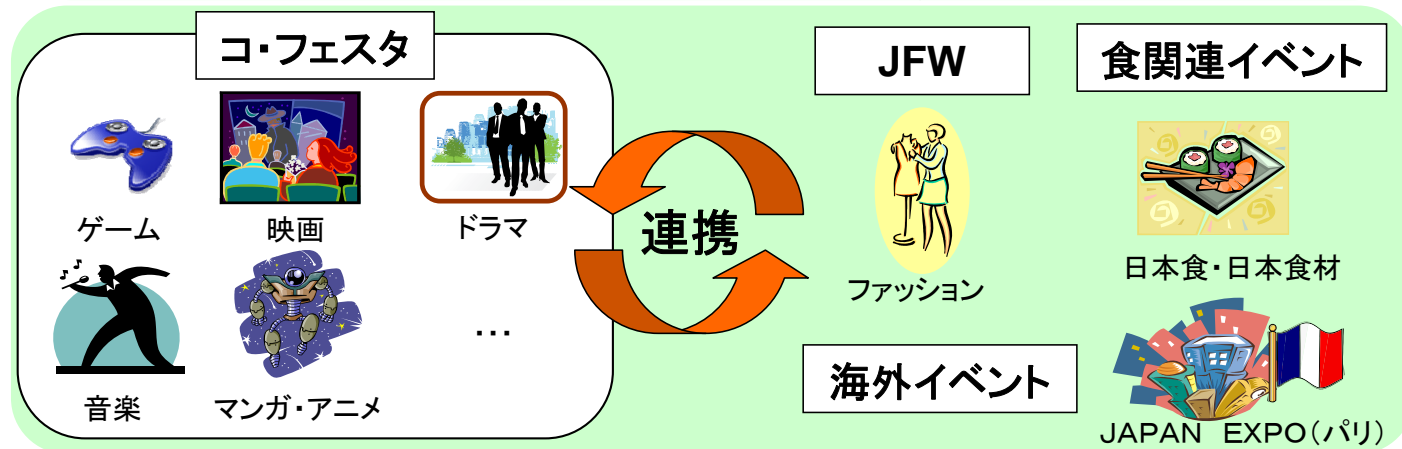


# コンテンツの海外展開の促進

- 「コンテンツ海外展開ファンド」を創設する。
- 海外展開を視野に入れた映像コンテンツの製作、販路開拓等に対する総合的な支援策を講じる。
- JAPAN国際コンテンツフェスティバル等の海外発信イベントの機能を強化する。
- アジア地域に対する戦略的な発信を強化する。



〈重点国・都市〉  
上海、香港、韓国、タイ、ベトナム等



分野横断的な  
大型イベントの開催

現地メディアでの露  
出機会の確保

共同番組製作

輸入規制等の緩和



# 権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入

著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入する。

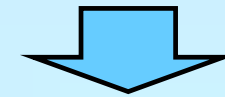
## 個別の限定列举方式による権利制限規定

個別のケースに沿って権利制限の規定を定めており、これに該当するもののみ権利制限される。

(参考) 著作権の制限(法第30条~50条から抜粋)

- 私的使用のための複製
  - 図書館等における複製
  - 引用
  - 学校その他の教育機関における複製等
  - 試験問題としての複製等
  - 点字による複製等
  - 営利を目的としない上演等
  - 政治上の演説等の利用
  - 時事の事件の報道のための利用
  - 裁判手続等における複製
  - 放送事業者等による一時的固定
  - 美術の著作物等の原作品の所有者による展示
  - 保守、修理等のための一時的複製
- 等

近年のデジタル技術や  
情報通信技術の発展など



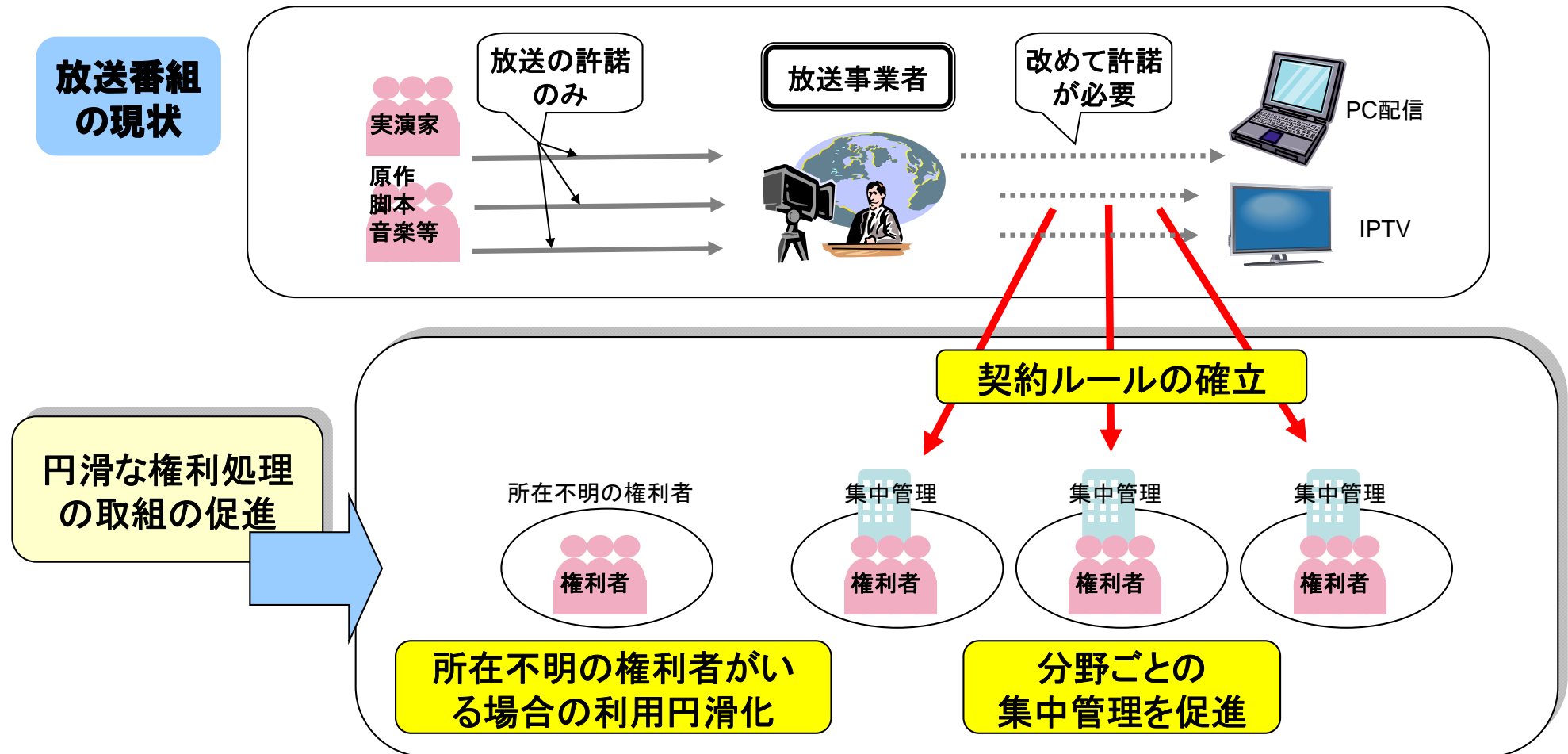
個別の権利制限規定が想定  
していない利用形態の出現

個別の権利制限規定に該当しない  
ため、権利者の許諾なく利用できな  
い。

**包括的な一般規定が必要**

# 契約ルール等の確立によるデジタルコンテンツの流通促進

- 「映像大国を実現するための検討委員会」における合意形成等を通じ、権利の集中管理の拡大や標準的な契約ルールの確立を促進する。
- 著作権法の改正を踏まえ、所在不明の権利者がいる場合の二次利用を円滑に進めるための制度等を整備する。
- 権利処理の進捗状況等を踏まえ、多角的観点から適宜法的対応を検討する。





# インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化

- 被害実態等を踏まえ、アクセスコントロールの回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等について検討する。
- 著作権侵害コンテンツを排除するための民間の自主的な取組（警告メール送付、実証実験等）を支援する。

